

号外 第11号 令和 3年(2021年) 3月5日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例・・・(商工振興金融課) ○熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例・(観光企画課)

本号で公布された条例のあらまし

◇ 熊 本 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 金 融 支 援 基 金 条 例

- 1 熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金(以下「基金」という。)
 - の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。 (1)
 - (2)
 - (3)
 - 基金の設置について定めることとした。(第1条関係) 基金として積み立てる額について定めることとした。(第2条関係) 基金に属する現金の保管について定めることとした。(第3条関係) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。(第4条関 (4)係)
 - (5)
 - (6)
 - 基金の運用について定めることとした。 (第5条関係) 基金の処分について定めることとした。 (第6条関係) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。 (7)(第7
- この条例は、公布の日から施行することとした。
- この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

- 熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」とい う。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。
 - (1)
 - (2)
 - 基金の設置について定めることとした。 (第1条関係) 基金として積み立てる額について定めることとした。 (第2条関係) 基金に属する現金の保管について定めることとした。 (第3条関係) (3)
 - 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。(第4条関 (4)係)
 - (5) 基金の運用について定めることとした。(第5条関係)
 - (6)
 - 基金の処分について定めることとした。(第6条関係) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。 (7)(第7 条関係)
- この条例は、公布の目から施行することとした。 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失うこととした。 (附則第 2項関係)

条

熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例をここに公布する。 令和3年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第3号

熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例 (設置)

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス 第1条 (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響を受けた中 小企業者及び農林漁業者の資金繰りを支援するため、熊本県新型コロナウイルス感染症 対応金融支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。) で定める。 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保 管しなければならない。
- 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができ る。

(運用益金の処理)

- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。 (繰替運用)
- 第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率 を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (基金の処分)
- 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、 予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。 (委任)
- この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。 第7条 則
- この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。 令和3年3月5日

熊本県条例第4号

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例 (設置)

1条 令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参加する国又は地域の選手団とのスポーツ活動、文化活動等を通じた交流に際し、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の発生及びそのまん延を防止するため、熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」 という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。) で定める。 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保 管しなければならない。
- 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができ
- (運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。 (繰替運用)
- 第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率 を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (基金の処分)
- 第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、 予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。 (委任)
- この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。 第7条 附則
- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。